

榛原総合病院産科オープンシステム パンフレット

榛原総合病院周産期オープンシステム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、産科医師の減少等周産期医療が変化している状況を踏まえ、診療所と榛原総合病院（以下「病院」という。）及び産科医療が縮小傾向にある医療機関と病院の連携を保ち、地域の医師の負担軽減と妊婦にとって安全で安心な周産期医療体制の整備を図ることを目的とする。

(登録医及び登録機関医)

第2条 地域の医師会に会員として登録されている産科医師は、個人が病院へ所定の手続きを経て登録することにより登録医となることができる。

2 他の医療機関の産科勤務医は、その所属する医療機関の代表者が所定の手続きを経て病院へ登録機関の届け出をすることにより登録機関医となることができる。

3 登録医の契約については届出書記載の申込日から、その属する年度の3月31日までとし、双方より特に申し出がない場合は1年間の自動更新とする。ただし、登録医が死亡あるいは医師資格停止時については、その日を以って契約も自動的に停止する。

(実施方法)

第3条 妊婦健診を行なう施設と分娩を行なう病院の機能分担をあらかじめ定めたオープンシステムとする。

2 原則として正常に経過している妊婦を対象とし、妊婦がハイリスクと診断された時点で、早期から病院による管理に移行する。

3 登録医に受診した妊婦が病院での分娩を希望する場合は、妊娠第20週までに分娩予約をとるものとする。

4 病院に直接受診した妊婦は、分娩予約をした後、希望する機関に紹介する。

5 分娩予約が済んだ妊婦は、妊娠第34週に至るまで登録医の下で妊娠健診及び検査を実施する。

6 病院では、妊娠第35週から分娩までを管理する。

7 オープンシステムによる妊婦の分娩立会い時には、別に定めた報酬を支払うものとする。

8 紹介妊婦のハイリスク分娩にかかる入院中には、登録医と主治医の共同指導を実施する。

(診療責任)

第4条 紹介により入院中の患者の治療及び管理は、病院の責任において行うものとする。

2 具体的な治療、検査の指示は主治医が権限を有するものとする。

榛原総合病院周産期オープンシステムご利用の手引

【登録】

周産期オーブンシステムをご利用いただくためには、「登録医」となっていただく必要があります。登録に際しては、別紙「周産期オーブン病院登録(機関)届出書」に記載のうえ病診連携室までご提出ください。

【対象妊婦】

正常に経過をしている妊婦の方を原則といたします。ハイリスクと診断された時点でオーブンシステムの対象となります。（下記【ハイリスク妊婦】をご参照ください。）

【ハイリスク妊婦】

ハイリスクと診断された場合には、早期からの母体管理が必要です。早急に情報提供のうえ当院への受診をお勧めください。

当院は、ハイリスク分娩管理加算の施設基準の認定を受けておりませんので、ハイリスク妊娠の分娩に伴う入院中に当院主治医との共同診療を実施することで「ハイリスク妊娠共同管理料（1）500点」が算定できるため、施設基準の申請をされている、又は、される場合には当院までご連絡ください。

【受診申込みとその後の診療】

周産期セミオーブンシステムでの分娩をご希望される妊婦の方がいらっしゃいましたら、次の手順でお願いします。

- 1 妊娠第20週までに「産科オーブンシステム受診申込書」を病診連携室へFAX（0548-22-7380）でお送りください。
- 2 折り返し、申込書受信の報告をFAXにて返送いたします。当院では予約日を限定しておりませんので、ご都合の良い日に受診していただければ結構です。
- 3 受診時に分娩予約申込書を記入していただきながら印鑑をご持参ください。
- 4 当院での分娩予約が完了したら妊娠第34週までの健診をお願いします。
- 5 妊娠第35週を超過した妊婦の管理と分娩は当院で行ないます。
- 6 妊婦の状況に応じ、分娩に立会うことも可能です。
分娩に立会いの際には、規定の料金をお支払いします。

【ハイリスク妊娠共同診療】

ハイリスク妊娠共同加算の申請をされている医療機関で、ハイリスク妊婦として診断された方の入院中（分娩を伴う場合に限ります。）に共同診療を希望される場合は、下記の手順でお願いします。

1 共同診療の手順

① 病診連携室に電話し、病棟又は病院主治医と診療日時の調整をお願いします。

(医事紛争問題の解決)

第5条 登録医、主治医の医療行為により医療過誤が生じた場合は、関係者で協議するものとする。

2 損害賠償、医療裁判に進展した場合は、それぞれが加入する損害賠償保険によって処理するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項又は改訂についてはオープン病院運営協議会において協議するものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

② 病診連携室に立ち寄り、来院簿に記名してください。

③ 白衣及び名札を着用し、病棟のスタッフステーションへお立寄りください。

④ 病院主治医との共同診療をお願いします。

⑤ 共同診療後、病棟で「開放型病院共同指導確認書」へ記載してください。

⑥ 病院主治医の署名をもらい「確認書」（登録医用）を受領してください。

⑦ 病診連携室へ白衣及び名札の返却をお願いします。

⑧ 妊院後、診療録に受領した確認書を貼付してください。

2 開放型病院共同指導確認書

入院中の共同指導、退院指導を実施ごとに必ず記載して下さい。また、必要に応じて連絡事項欄への記載もお願いします。最後に病院主治医が署名します。

【分娩立会い報酬】

1 分娩立会いを実施した場合は、報酬としてお支払いします。

① 報酬の種別

ア 正常分娩は分娩料の30%

イ 帝王切開は手術点数料の30%

2 報酬の支払方法

報酬は「開放型病院共同指導確認書」に記載された実施内容を確認の上、月単位で指定口座にお振込みします。

【業務災害及び医事紛争】

共同指導に際して起きた業務災害及び医事紛争については以下のとおりとなります。

1 共同指導中の登録医の業務災害については、当院における非常勤職員公務災害の規定に準じて取扱いします。

2 医療過誤が発生した場合は、登録医及び主治医が協議の上で解決していただき、損害賠償や医療裁判に発展した場合には、それぞれが加入している損害賠償保険を適用し処理することとします。

【その他】

登録医は、原則として院内の施設利用及び学習活動に積極的に参加が可能となります。

1 病院圖書室 ご利用できる時間は平日の8：30～17：00です。

2 研修会等 院内での症例検討会、講演会等に自由に参加できます。

※ 施設利用、研修会参加にあたり、あらかじめ病診連携室までご連絡ください。

コピーベース:モノクロ10円／1枚、カラー50円／1枚